

[内閣府ホーム](#) > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

内閣府大臣官房番号制度担当室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

氏名 ※必須	全国青年税理士連盟
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話番号 ※必須	03-3354-4162
メールアドレス【半角】	zensei@khaki.plala.or.jp
ご意見【全角で入力ください】 ※必須	<p>【意見(案)】</p> <p>★施行令案 施行令(案)第24条「法第十九条第十二号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。」 別表八「租税に関する法律の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。」</p> <p>★意見 上記施行令案は、「税務調査において質問検査権を行使するにあたり、調査官が特定個人情報の提供を受けることができる」と解する。この法律において「特定個人情報」とは「個人番号をその内容に含む個人情報をいう」と定義されているが、現段階で「特定個人情報」にどの程度の情報が含まれるのか未確定な状態である。租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査であるならばやむを得ないとも考えるが、情報の範囲が不明確なまま、一般の任意調査における質問検査において、原則として「特定個人情報」を提供できると規定することは、拙速な行為と言わざるを得ない。</p> <p>今回の意見募集は、1月25日に行われたものの、施行令案掲載の遅れを理由に、2月10日に任意募集に切り替わった。その翌日に施行令案が掲載され、今回の意見再募集に至っている。しかし、その意見提出期間は行政手続法に規定する正規の期間である30日を下回る14日間で、その理由は「法律が既に成立しており予定通り番号制度を施行するためには、早期に政令を公布する必要がある」とされており、パブリックコメントを軽視していると言わざるを得ない。</p> <p>このような状態、すなわち、番号制度に関する議論、国民への情報開示、及び意見聴取のいずれもが不十分な状態のまま、拙速に法の施行がなされれば、個人情報漏えいなどの危険性を高めるだけでなく、運用面についても国民軽視の運用になるのではないかという強い懸念を国民に抱かせることになる。</p> <p>なお、当連盟では、国民総背番号制度については国民主権をゆるがすものであることから明確に反対の立場を取っており、納税者番号制度についても基本的には課税・徴収のための情報収集など、課税庁が主権者である納税者を管理・監視するための手段となり得る制度であるという認識から、納税者主権及び申告納税制度の趣旨に照らし、その導入については慎重に考えるべきであるという立場を取っている。パブリックコメント等の手続面においても国民不在・国民軽視の手続であってはならないことは言うまでもなく、念のため付記しておく。</p>

◀ 修正

▶ 以上の内容で送信する

[このページの先頭へ](#)